

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

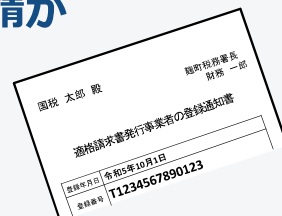
＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！

早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

🎯 「インボイス」とは

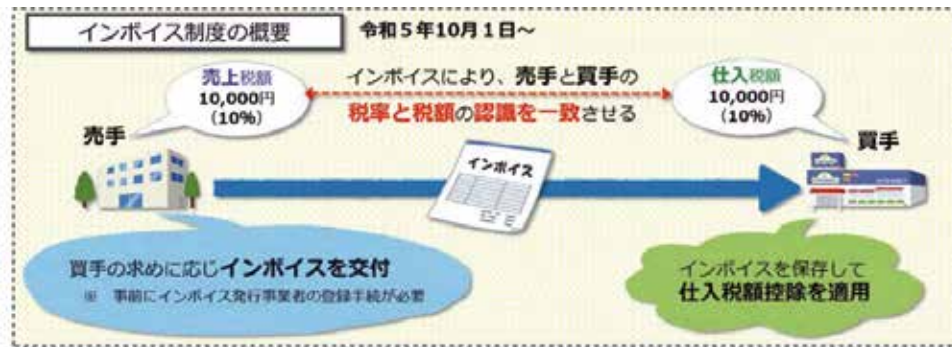
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

🎯 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



🎯 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



🎯 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)**

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。



県税からのお知らせ



県税関係の申請書・届出書・納付書は広島県のホームページからダウンロードできます

申請書・届出書等はこちらから検索できますので、御利用ください。

広島県 申請書・届出書

検索

地方税共通納税システムで納税できる税金の種類



地方税共通納税システムは、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて行うことができるシステムです。

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税又は地方法人特別税
- 県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割
- 法人市町村民税
- 個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 事業所税

現在、「利子割・配当割・株式等譲渡所得割」を特別徴収し、申告納入している方（主に、金融機関・証券会社・上場企業）についても、eL TAXによる電子申告・電子納入が可能となりました。

詳細は eL TAX のホームページをご確認ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935>)

利用には、手続きが必要です。

詳しくは eL TAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧いただくか、ヘルプデスクにお問い合わせください。

eL TAX ヘルプデスク

- 受付時間 9時～17時（土・日・祝日、12/29～1/3を除く）
- 電話番号 0570-081459
（上記の電話番号でつながらない場合は、03-5521-0019）



国税と地方税の電子納税の利用手続きは、それぞれ手続きが必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eL TAX）を利用した手続きです。

【お問い合わせ先】 広島県北部県税事務所 課税課 電話 0824-63-5181(代表)

**中小企業等経営強化法に基づいて先端設備等導入計画の認定を受けたものについて、
固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置を受けることができます。**

対象者

先端設備等導入計画について市の認定を受けた中小事業者等 ※みなし大企業は対象外

特例の対象設備

先端設備等導入計画に基づき取得した設備で、次の要件をすべて満たすもの。

- (1) 平成30年6月6日から令和5年3月31日までの間に取得したもの
- (2) 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの (3) 中古資産でないもの
- (4) 下表の区分に応じた取得価格及び販売開始時期であるもの



	機械及び 装置	測定工具及 び検査工具	器具及び 備品	建物附属 設備	構築物	事業用家屋
取得価格	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上	120万円以上	120万円以上
販売開始	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内	14年以内	-

※ 構築物及び事業用家屋は、令和2年4月30日以降に取得したもの。

※ 事業用家屋は、300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。

特例の内容 対象設備の固定資産税について3ヶ年度、課税標準額がゼロになります。

提出書類 償却資産申告書とあわせて次の書類の写しを提出してください。

- ・先端設備等導入計画の認定申請書及び資料（計画書や工業会による証明書等）、認定書
- ・リース契約書、リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書 ※リース会社が申告する場合

問い合わせ先 総務部税務課資産税係 電話 0824-73-1144

（先端設備等導入計画の申請・認定に関すること：企画振興部商工観光課商工振興係 電話 0824-73-1178）

「中小企業振興事業助成金」のお知らせ

対象者

次のすべてに該当する製造業、卸売業、小売業等を営む者

- ①令和3年に庄原市内において課税標準額の合計額が3,000万円以上の設備投資を行った者
- ②青色申告を提出する法人及び個人

助成金の額

設備投資の固定資産税相当額に、以下の助成率を乗じたもの（千円未満切捨て）

【1年度目】100/100 【2年度目】70/100 【3年度目】50/100 （上限額：各年度1400万円）

申請書の提出期間および提出先

提出期間：令和5年1月4日（水）～令和5年1月31日（火）

問い合わせおよび提出先 企画振興部商工観光課 電話 0824-73-1178



新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービスのご案内

病気や身体のことを 気軽に相談できる 専門医はいますか?

例えばこのようなとき...



痛みが長続き
している



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの基準が
わからない



家族の体調
が心配

● プロの医療チームがあなたをサポートします! ●

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
**おひとり様^(※1) 月1回^(※2)のご相談まで
無料で利用いただけます。**

^(※2)
納得いくまで何回でも
追加質問できます。

24時間いつでも
相談可能です。
(回答には3~24時間程度かかります)

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じ相談における追加質問については回数制限はありませんので納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。
サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】
株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

ご利用はこちらから



Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接当社にお願いいたします。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

全国法人会総連合

—— キャッチフレーズ ——

めざします 企業の繁栄と社会への貢献（法人会）

社長さんの身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！
これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会
〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail : sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

「法人会報しょうばら」編集委員

後藤 茂行 (副会長・広報総括)	塩本 誠二 (広報委員長)
根波 裕治 (広報副委員長)	藤谷 善久 (広報委員)
迫田 英伸 (広報委員)	安部 隆弘 (広報委員)
定丸 義輝 (専務理事)	

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の
場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備え
るための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 α Lタイプを新発売
いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて
「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで
設定いただけるようになりました。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型 α Lタイプ：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）と
AIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

 **大同生命保険株式会社**

広島支社/広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F)
TEL 082-241-8191

 **AIG損害保険株式会社**

広島支店/広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル)
TEL 082-535-6010

F-2019-1021 (2020年2月26日)
20-073001